

南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

南九州市長 塗木 弘 幸

南九州市規則第 36 号

南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年南九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

南九州市任意予防接種費用助成事業実施要綱（令和 8 年南九州市告示第 148 号。以下「任意予防接種費用助成事業実施要綱」という。）による予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	任意予防接種費用助成事業実施要綱第 3 条及び第 4 条に規定する助成金の申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務
---	--

別表第 2 に次のように加える。

任意予防接種費用助成事業実施要綱による任意予防接種の事務であって規則で定めるもの	任意予防接種費用助成事業実施要綱第 3 条及び第 4 条に規定する助成金の申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務	当該申請及び届出に係る者の次に掲げる情報 ア 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種に関する情報 イ 住民票関係情報
--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。